

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」ロゴマーク使用規約

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

1. 目的

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、業界団体が、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークについて

ロゴマークは、別紙に掲げるものとします。

3. ロゴマークの使用

(ア) 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に掲載されている様式「「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に係る宣言書」に必要事項を記載した上で、下記メールアドレス宛に同宣言書の写しの提出があった場合は、経済産業省よりロゴマークを送付します。なお、ロゴマークは、縦横の比率を変更せずにご使用ください。

(イ) (ア)によりロゴマークを付与された業界団体は、業界自主ガイドラインや認証制度の普及のための活動のみにロゴマークを使用することができます。

(ウ) (ア)によりロゴマークを付与された業界団体は、ロゴマークを適切に管理し、目的外の使用がないよう、会員企業等に周知徹底しなければなりません。

(エ) ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。

(オ) ロゴマークを使用していることの説明責任は(ア)によりロゴマークを付与された業界団体に帰するものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。

(カ) ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、(ア)によりロゴマークを付与された業界団体が負担します。

(キ) 以下の場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。また、以下の事実に関連して第三者に損害を与えたときには、(ア)によりロゴマークを付与された業界団体が当該損害についての全責任を負うものとします。

① 法令や公序良俗に反する方法で使用した場合

② その他、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の趣旨に明らかに反するような方法で使用した場合

③ その他、経済産業省が適当でないと認めた場合

(ク) (ア)によりロゴマークを付与された業界団体以外は、ロゴマークを使用することができませ

ん。ただし、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の取組を広報・促進することを目的として報道機関等が使用する場合であって、経済産業省へ事前に通知し経済産業省が承諾した場合は、この限りではありません。

4. 情報の公表について

経済産業省において、ロゴマークを付与した業界団体の名称及び業界自主ガイドライン名を経済産業省ウェブサイトにて公表する場合があります。

5. 使用状況の報告

経済産業省は、ロゴマークを使用している業界団体に対し、その使用状況について報告を求めることがあり、当該報告を求められた者はその内容を報告するものとします。

6. 規約の改訂

本使用規約は、経済産業省により、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。

<「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に係る宣言書（写し）の提出先>

経済産業省商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

連絡先メールアドレス：healthcare@meti.go.jp

※いただいたご連絡への対応には、お時間を頂戴する場合がございます。

最終更新日：2019年8月5日